

岩手大学外国人留学生規則

平成16年4月1日 制定
令和2年10月1日 最終改正

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人岩手大学学則（以下「大学学則」という。）第78条第2項及び国立大学法人岩手大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第50条第2項の規定に基づき、岩手大学（以下「本学」という。）における外国人留学生に関し、必要な事項を定める。

(区分)

第2条 外国人留学生の区分は、次のとおりとする。

- 一 学部学生
- 二 大学院学生
- 三 研究生
- 四 特別聴講学生
- 五 特別研究学生
- 六 日本語研修留学生
- 七 日本語・日本文化研修留学生
- 八 教員研修留学生

(入学資格)

第3条 外国人留学生として入学することのできる者は、前条の外国人留学生の区分に応じた本学所定の入学資格を有する者とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、前条第6号から第8号に掲げる者の入学資格については、国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文部大臣裁定。以下「実施要項」という。）に定める応募の要件による。
- 3 第1項の規定にかかわらず、大学院学則第51条第2項に定めるデュアルディグリープログラム等において外国の大学を主たる所在大学とする学生（以下「デュアルディグリープログラム学生」という。）については、当該デュアルディグリープログラムに関する協定等に関連する規定があるときは、当該規定を適用する。

(出願手続)

第4条 外国人留学生として入学を志願する者は、次に掲げる書類を外国人留学生の区分に応じて取り揃え、提出しなければならない。

- 一 入学願書
- 二 履歴書
- 三 最終出身学校の卒業（修了）証明書（卒業見込み証明書）及び学業成績証明書
- 四 外務省在外公館、又は日本所在の外国公館等の発行する身分証明書
- 五 本人写真
- 六 所定の検定料

七 その他本学が必要と認める書類

- 2 実施要項に定める国費外国人留学生及び外国政府派遣留学生については、文部科学省からの協議書類をもって前項各号に掲げる書類に代えることができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、デュアルディグリープログラム学生については、当該デュアルディグリープログラムに関する協定等に関連する規定があるときは、当該規定を適用する。

(入学者の選考等)

- 第5条 入学者の選考は、学力、人物のほか、修学に必要な日本語の受講能力等に基づき当該学部の教授会、研究科教授会（総合科学研究科にあつては専攻教授会）又は国際教育センター長が行い、その議又は推薦を経て学長が合格者を決定する。
- 2 合格者は、所定の期間内に、所定の書類に入学料を添えて本学に提出しなければならない。
 - 3 前各項の規定にかかわらず、デュアルディグリープログラム学生については、当該デュアルディグリープログラムに関する協定等に関連する規定があるときは、当該規定を適用する。

(入学許可)

- 第6条 学長は、前条に定める手続を経た者に対し、入学を許可する。

(入学の時期)

- 第7条 入学の時期は、学期の始めとする。ただし、特別研究学生の入学の時期については、学期の途中においても入学させることができる。

(検定料、入学料及び授業料)

- 第8条 検定料、入学料及び授業料の額及び納付は、大学学則、大学院学則その他学生に関する諸規則の定めるところによる。
- 2 前項の規定にかかわらず、実施要項に基づく国費外国人留学生の検定料入学料及び授業料は、徴収しない。
 - 3 第1項の規定にかかわらず、デュアルディグリープログラム学生については、当該デュアルディグリープログラムに関する協定等に関連する規定があるときは、当該規定を適用する。

(規定の適用)

- 第9条 この規則に定めるもののほか、外国人留学生に関し必要な事項は、大学学則、大学院学則その他学生に関する諸規則の規定を適用する。

附則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成19年5月17日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成26年5月23日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附則

この規則は、平成27年7月30日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。